

# お願い

交通事故に遭われて、当院を受診される前に、他の医療機関を受診されている場合は、下記の事由により必ず前医からの紹介状とレントゲンをご持参下さい。

- ① 前医での治療内容(処置・投薬・検査等)が不明である。
- ② 交通事故という性質上、治療の継続性が求められる。
- ③ 当初の治療内容と整合性がとれない場合、保険会社等から疑義が出る(紹介状が無い為に、事故との関連性を疑われる)可能性がある。

※上記のように紹介状とレントゲンが無い場合、治療に支障をきたす場合がありますので、趣旨をご理解の上、ご協力お願い致します。